

都市計画変更原案の閲覧と公聴会

東平井工業団地第二期地区における都市計画の変更原案がまとまりました。

都市計画原案 藤岡都市計画土地地区画整理事業の変更(東平井打越地区の廃止)

原案の閲覧

日時 4月8日(金)~22日(金)(土・日曜日を除く)
午前8時30分~午後5時15分

場所 都市計画課

公聴会

日時 5月2日(月)午後2時~

会場 市役所東庁舎

内容 公述人の意見発表

※公述人がいない場合には、公聴会は開催しません

公述人の受け付け 公聴会で意見の発表を希望

する人は、公述申出書を提出することができます。住所・氏名・年齢・職業・電話番号・原案についての利害関係および意見の要旨(400字以内)を記載した公述申出書(書式不問)を直接または郵送で提出してください

提出期限 4月25日(月)必着

提出先 〒375-8601(住所記載不要)市役所都市計画課

公述人の選定 公述の希望者で同じ趣旨の意見が多数ある場合は、公述人を選定して本人に通知します

問い合わせ 都市計画課(☎④2824)

成人健康相談

日時 4月22日(金)午後1時~4時(要予約)

会場 市保健センター

内容 ▽健康や栄養についての相談会▽血管年齢測定▽体組成測定など
持ってくる物 各種検診結果票・健康手帳・お薬手帳など
相談対象者の健康状態が分かる物

その他 ▽相談は家族など本人以外でも受け付けます▽ペーサー利用者等は体組成測定を行いません

問い合わせ 健康づくり課(☎④2808)

各種児童扶養手当の申請

児童扶養手当・特別児童扶養手当の対象者で、手当を受けていない人は申請してください。

児童扶養手当

ひとり親家庭となった児童を監護・養育している人を支援するための手当です。

受給者 18歳になって最初の3月31日までの児童(障がいのある場合は20歳未満)を監

護・養育している人
支給額 左表のとおり

児童数	支給額(月額)	
	全部支給	一部支給
1人目	4万3,070円	4万3,060円~1万0,160円
2人目	1万0,170円	1万0,160円~5,090円
3人目以降	6,100円	6,090円~3,050円

要件 ▽父母が離婚▽父または母が死亡▽父または母が重度の障がい(国民年金法による障害等級1級程度)▽父または母が生死不明▽父または母が1年以上遺棄▽父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた▽父または母が1年以上拘禁中▽未婚の母子▽父母ともに不明(孤児など)

非該当要件 ▽施設など通所施設を除く▽入所している▽児童が母(父)の配偶者(事実婚を含む)に養育されている▽請求者が事実上の婚

姻関係(内縁関係など)があるなど

特別児童扶養手当

障がいのある未成年者に対する福祉増進を図るための手当です。

受給者 心身に障がい(内部障がいを含む)のある20歳未満(20歳になる誕生日の前日まで)の児童を監護・養育している人

級数	支給額(月額)	支給要件
1級	5万2,400円	▷身体障害者手帳1・2級程度の障がいのある人▷療育手帳判定A程度の知的障がいのある人▷精神障害者保健福祉手帳1級程度の精神障がいのある人
2級	3万4,900円	▷身体障害者手帳3級程度の障がいのある人▷日常生活が著しい制限を受ける程度の知的障がいもしくは精神障がいのある人

支給額・要件 左表のとおり

(全23回)午後7時~9時

会場 福祉会館

対象 市内在住・在勤・在学の手話初心者の人

定員 15人(先着順)

参加料 無料(別途テキスト代3300円がかかります)

その他 過去に入門講座を修了している人の再受講はできません

申し込み・問い合わせ 4月28日(木)までに電話で福祉課(☎④2384)へ

重度障害者福祉タクシー券

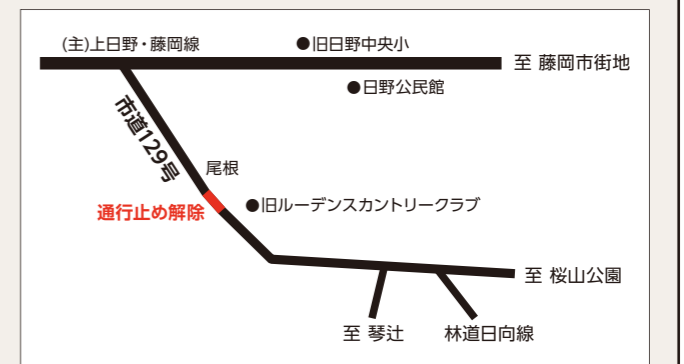


重度障害のある人に、タクシー料金の一部を補助する福祉タクシー券を交付しています。福祉タクシー券は多野藤岡ハイヤー協議会に加盟するタクシーまたは介護タクシー業者を利用した際の運賃の支払いに使用できます。

利用期間 交付日~令和5年

市道129号線の通行止め解除

日野と三波川を結ぶ市道129号は、令和元年10月の台風19号により被災を受け、通行止めとなりましたが、令和4年3月に災害復旧工事が完成し、通行止めが解除となりました。



問い合わせ 土木課(☎④2324)

非該当要件 ▽児童が障がいを事由とする公的年金を受給している▽児童が施設など通所施設を除く▽入所しているなど

共通事項

その他 ▽手当は本人や本人の父母などの所得が一定額を超えると支給が停止となる場合があります▽手当を受けている人は、毎年8月に現況届と所得状況届を出す必要があります▽詳細は問い合わせください

手話奉仕員養成講座(入門講座)



あいさつなどの簡単な日常生活の習得を目指します。

日時 5月26日(毎週木曜日)

申請・問い合わせ 子ども課(☎④2286)

3月31日(金)

申請場所 市役所福祉課・鬼石総合支所鬼石振興課

内容 利用券1枚につき500円を補助、1カ月当たり3枚(年間最高36枚)交付

対象 市内在住で次のいずれかの手帳の交付を受けている人▽身体障害者手帳1・2級▽療育手帳A▽精神障害者保健福祉手帳1・2級

※自動車税の減免を受けている人、施設入所中の人は対象外です

持ってくる物 障害者手帳
申し込み・問い合わせ 福祉課(☎④2384)

その他

空き店舗等活用事業補助金



市内の空き店舗や空き家などを活用して、新たに開業を

する人に対し、出店に必要な賃借料および改修費の一部を補助しています。開業後および改修後の補助申請はできません。

対象地域 都市計画法に規定する近隣商業地域または商業地域と鬼石地区の本町通り、相生町通りおよび大門通り

対象業種 小売業、飲食店、夜間営業のみの飲食店など一部を除く、持ち帰り・配達飲食サービス業、洗濯・理容・美容・浴場業、生活関連サービス業、教育・学習支援業に属する事業で、商店街のにぎわいづくりに適したものである

※詳しくは問い合わせください

賃借料補助 1出店者当たり月額3万円まで(空き店舗などの賃借料の2分の1以内)で事業開始日の翌月から最長12カ月間

改修費補助 店舗の外装・内装および設備(水道・電気・ガス・空調)などの改修費の2分の1以内の額とし、1出店者当たり100万円まで

申請・問い合わせ 商工観光課(☎④2319)